

鳥取県ひとり親家庭等日常生活支援事業事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、鳥取県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成15年8月11日付子家第580号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 家庭生活支援員派遣等の手続

(1) 家庭生活支援員派遣等対象家庭の名簿への登録

ア 要綱6の(1)の申請をしようとする者は、家庭生活支援員派遣対象家庭登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に前年（1月から7月までの間にあつては前々年とする。以下同じ。）の所得課税証明書を添えて居住地の市町村長に提出するものとする。ただし、地方税関係情報の照会に同意し、様式第10号を申請書に添付する場合は、所得課税証明書の提出を不要とする。

イ アの申請書の提出を受けた市町村長は、その記載内容に誤りのないことを確認の上、速やかに家庭支援課長に送付するものとする。

ウ 家庭支援課長は、イにより申請書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、家庭生活支援員派遣等対象家庭名簿（様式第2号。以下「対象家庭名簿」という。）に登録し、当該申請者に登録通知書（様式第3号）を送付するとともに、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会（以下「母子会」という。）に対象家庭名簿の写しを送付し、不適当と認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(2) 家庭生活支援員の選定

ア 家庭生活支援員には、支援の内容を十分遂行できる者を選定することとし、その選定に当たっては、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を積極的に選定するものとする。

イ 子育て支援に係る家庭生活支援員については、一定の研修を修了した者等から選定することとしているが、この一定の研修については、概ね別紙1の基準によること。

なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙1の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とする事ができる。

(3) 家庭生活支援員の派遣等の手続

ア 要綱6の(3)の申請をしようとする者は、家庭生活支援員派遣等要請書(様式第4号)により母子会に要請するものとする。

イ 母子会は、アにより要請を受けたときは、家庭生活支援員の中から適切な者を選定し、支援の内容及び費用負担の額を決定するとともに、家庭生活支援員派遣等通知書(様式第5号)を対象家庭に送付し、家庭生活支援員を対象家庭に派遣等するものとする。

3 支援の内容等

(1) 支援の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導
- ウ 食事の世話
- エ 住居の掃除
- オ 身の回りの世話
- カ 生活必需品等の買物
- キ 医療機関等との連絡
- ク その他必要な用務

(2) 事業実施上の留意事項

ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間を単位とする。

なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。

イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。

ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。

エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認するなど緊急時の対応に留意すること。

オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。

なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等には特に配慮すること。

カ 生活援助を実施する場合及び要綱5の(2)のアの場所で子育て支援サービスを実施する場合、原則として家庭生活支援員の配置は1人とする。

キ 要綱5の(2)のイ及びウの場所で子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。

(ア) 子育て経験のある家庭生活支援員を2人以上配置すること。

(イ) 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭

生活支援員を1人追加配置すること。

(ウ) 乳幼児を含む20人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を1人以上配置することが望ましいこと。

ク 支援者の運転する車に同乗させての支援は行わないこと。

ケ 食事の提供等、支援を実施する上で発生する経費については、原則として被支援者が負担すること。

4 家庭生活支援員の登録

母子会は、要綱7の要件を備える者を、家庭生活支援員として登録しておくものとする。

5 派遣等手当

家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位数に応じて派遣等に要した費用の支給を次により行うものとする。

(1) 家庭生活支援員は派遣等が終了したときは、派遣等手当請求書(様式第6号)に派遣等証明書(様式第7号)を添付して母子会に提出するものとする。

(2) 母子会は、(1)の請求を受けたときは、その内容を審査の上、別に定める額の派遣等手当を家庭生活支援員に支払うものとする。

(3) 母子会は、家庭生活支援員に手当を支払ったときは、支出の状況を明らかにする書類を整備し保管しておくものとする。

6 派遣旅費

家庭生活支援員に対し、支援を実施する際の移動に要した費用の支給を次により行うものとする。

(1) 派遣旅費は、出発地(家庭生活支援員の自宅等)から用務地までの距離が片道2キロメートル以上の場合において支給できるものとする。

(2) 家庭生活支援員の移動については、原則として公共交通機関を利用すること。ただし、公共交通機関のない場所や、公共交通機関の利用が困難な場合にあっては、自家用車を利用して差し支えない。

なお、深夜の時間帯の派遣等、公共交通機関が稼動していない時間帯等であり、かつ、自家用車の利用も困難な場合は、タクシー等を利用できるものとする。

(3) 公共交通機関を利用する場合又はタクシーを利用する場合は、実際に要した経費を支給する。

(4) 自家用車を利用する場合は、1キロメートル当たり25円を上限とし、走行キロ数に応じて支給する。(ただし、1キロメートル未満は切り捨てる。)

7 費用負担

(1) 母子会は、毎月15日までにその前月に終了した派遣等について、家庭生活支援員派遣等状況報告書(様式第8号)を家庭支援課長に提出するものとする。

(2) 家庭支援課長は、(1)の報告書の提出があった場合には、要綱11による費用負担の額を別紙2の基準により決定する。

(3) 別紙2の利用世帯の区分の適用にあたり、利用者世帯のうち次のアからウまでのいずれかに該当する者については、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(1月から5月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者(母又は父を除く。)であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の前年の所得については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項(第3号に規定する控除を除く。)の規定の例により計算した額から、ア又はウに該当する場合にあっては27万円を、イに該当する場合にあっては35万円を控除した額とする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。))を有するもの(イに掲げる者を除く。)

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

(4) 上記(3)のアからウまでのいずれかに該当する者は、その旨を記載した申請書(様式第11号)を提出するものとする。

(5) (2)により費用の負担をすることとなる家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯は、費用負担すべき額を知事が別に発行する納入通知書により納付するものとする。

8 現況届

(1) 派遣等対象家庭のひとり親家庭等は、毎年8月31日までに、その年の8月1日における当該派遣等対象家庭の状況について、家庭生活支援員派遣等対象家庭現況届出書(様式第9号)に前年の所得課税証明書を添えて居住地の市町村長に提出するものとする。ただし、地方税関係情報の照会に同意し、様式第10号を申請書に添付する場合は、所得課税証明書の提出を不要とする。

(2) (1)の届出書の提出を受けた市町村長は、その記載内容に誤りのないことを確認の上、家庭支援課長に送付するものとする。

(3) 家庭支援課長は、(2)により届出書の送付を受けた場合において、登録名簿の記載事項を確認し、費用負担区分に変更が生じたときは、届出者に費用負担区分の変更通知

を送付するとともに、母子会に所要事項を記載した対象家庭名簿を送付するものとする。

なお、市町村長に対しては、その結果を通知するものとする。

- (4) 家庭支援課長は、(1)の届出書を未提出の者については、除外通知を送付するとともに、母子会と市町村に対してはその結果を通知するものとする。

9 施行日等

この要領は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年8月28日から施行する。

附則

この要領は、平成25年3月28日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附則

この要領は、平成26年3月26日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附則

この改正は、平成26年10月23日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

附則

この改正は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則

この改正は、平成29年9月22日から施行し、平成29年7月18日より適用する。

附則

この改正は、平成30年7月13日から施行する。

附則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。